

規制影響分析書要旨

規制の名称	日雇派遣の原則禁止等の労働者派遣事業の規制の強化	
主管部局・課室	職業安定局需給調整事業課	
関係部局・課室	—	
評価実施時期	平成20年10月	
規制の新設・改廃の内容・目的	① 日雇派遣の原則禁止 日々又は30日以内の期間を定めて雇用する労働者について労働者派遣を行うことを、原則として禁止する。 ② グループ企業内派遣の8割規制等 派遣元事業主がグループ企業に対して行う労働者派遣の割合を8割以下に制限すること、及びその割合の報告を義務付けるとともに、割合制限違反や報告義務違反について指導等を行い、これに従わない場合には行政処分を行うことができることとする等の措置を講ずる。	
	(根拠条文)	—
想定される代替案	日雇派遣、グループ企業内派遣を全面的に禁止する。	
想定される費用	新設・改廃する規制案	代替案
(遵守費用)	派遣元事業主は、原則として日々又は30日以内の期間を定めて雇用する労働者について労働者派遣を行うことができず、また、グループ企業外の派遣先を確保する等の必要がある。	新設する規制の遵守費用に加えて、適正な雇用管理に支障を及ぼすおそれのない日雇派遣や、需給調整機能を果たしているものとして認められる範囲のグループ企業派遣も禁止される。
(行政費用)	派遣元、派遣先及び派遣労働者に対して周知するための費用が発生する。	派遣元、派遣先及び派遣労働者に対して周知するための費用が発生する。
(その他の社会的費用)	その他の社会的費用は発生しないものと考えられる。	その他の社会的費用は発生しないものと考えられる。
想定される便益	新設・改廃する規制案	代替案
(派遣労働者・事業主への便益)	必要な雇用者責任が果たされない形態の労働者派遣が禁止されることにより、労働者保護を図ること、及び需給調整機能の適正化が図られること等が期待できる。	例外のない規制により、労働者保護を図ることが期待でき、また、需給調整機能の適正化が図られることが期待できる。
分析結果	代替案では、適正な雇用管理に支障を及ぼすおそれのない日雇派遣や、需給調整機能を果たしているものとして認められる範囲のグループ企業派遣も禁止され、規制を要しないものまで規制されてしまうこととなるため、新設する規制の方がより適当である。	

有識者の見解その他関連事項	<p>労働政策審議会建議「労働者派遣制度の改正について」(平成20年9月24日)において以下のとおり報告されている。</p> <p>II 具体的措置について</p> <p>1 日雇派遣について 日々又は30日以内の期間を定めて雇用する労働者について、原則、労働者派遣を行ってはならないものとするのが適当である。 その場合、日雇派遣が常態であり、かつ、労働者の保護に問題ない業務等について、政令によりポジティブリスト化して認めるのが適当である。</p> <p>5 労働力需給調整機能の強化について (3) グループ企業派遣等について グループ企業(親会社及び連結子会社)内の派遣会社が一の事業年度中に当該グループ企業に派遣する人員(定年退職者を除く)の割合を8割以下とする義務を派遣元事業主に課すことが適当である。 その際、割合についての報告制度を設けるとともに、8割を超えている場合には、指導、勧告、許可の取消し等の各措置を順次行うこととすることが適当である。</p>
一定期間経過後の見直し(レビュー)を行う時期又は条件	<p>改正法の附則において、この法律の施行後5年を目途として、当該改正法の施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとされている。</p>
備考	<p style="text-align: center;">—</p>